

来を考えるきっかけになるので、いろいろな年代の人が集う取組が望ましいと考えています。

「ウ 有償の仕組みを含めたきっかけづくり」については、樋口先生からも、応分の仕事をして応分の報酬をとってお話がありました。ボランティア活動、社会参加活動をする際の1つのきっかけづくりとして、無償もいいと思うのですが、有償の仕組みも可能性としてあり得るのではないかと考えています。

最後に、「エ 男性による活動の促進」です。現場からは、「社会参加活動はなかなか男性が来なくて」といったお話も聞いております。先ほど、孤立化の状況のところで、一人暮らし世帯が増えることを申し上げましたが、地域から孤立する危険性は男性のほうが高い、と思っております。男性が参加できる活動にはどのようなものがあるのか。ボランティア活動は目的がはっきりしているので、参加しやすいのではないかと思います。男性が参加意向のある分野は、地域の環境美化活動、町内会の役員、伝統文化、交通安全・犯罪防止等です。先ほど同性の友だちが多いという話をしました。ぜひ、今日ご参加の、特に男性の方は、そういった様々な活動に友人を引っ張ってくださるとありがたい、と思っております。

<コラム>

コラムも数点書いております。先ほど樋口先生から、高齢者は災害弱者というだけではないというお話がありました。コラム⑦は、まさに東日本大震災の被災地で活躍されている高齢者を取り上げています。今日の第3分科会のパネリスト、あかねグループさんの活動も紹介しております。

コラム	
コラム① 高齢者の能力を活用したソーシャルビジネス	[p.19]
コラム② 日本・スウェーデンにおける家族介護者支援の動き	[p.19]
コラム③ 高齢者の心を癒すアニマルセラピー	[p.20]
コラム④ 買い物弱者への生活支援	[p.20]
コラム⑤ 限界的な集落のコミュニティ再生	[p.30]
コラム⑥ ドイツにおける高齢者の社会参加促進の取組	[p.30]
コラム⑦ 東日本大震災被災地における高齢者の活躍	[p.31]

第2章 高齢社会対策の実施の状況

最後に、高齢社会対策の実施の状況です。22年度と23年度でどのような対策をしているか、簡単に紹介させていただきます。

<平成22年度 高齢社会対策の実施の状況（主な取組）>

主な取組はここに記載された通りですが、社会保障改革については、政府・与党社会保障改革検討本部で議論を始めたということを書いております。

年金については、持続可能で安定的な公的年金制度の確立として、年金確保支援法案について記載しています。

それから地域の支え合いによる生活支援の推進です。これはまさに地域独自の取組を応援しようというものです。高齢者の地域社会における課題の解決に向けて取組む自治体に、支援を実施しています。一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らせるよう、見守り活動への支援を行なう事業もあります。これは、23年度も引き続き実施している事業です。

平成22年度 高齢社会対策の実施の状況(主な取組)

社会保障改革の推進

【p.33】

平成22年10月に設置した「政府・与党社会保障改革検討本部」では、12月に社会保障改革の推進に係る基本方針(「社会保障改革の推進について」)を決定し、同月「社会保障改革の推進について」を閣議決定した。

高齢者雇用確保充実奨励金の創設

【p.33】

高齢者雇用確保充実奨励金を創設し、事業主団体が傘下の事業主を対象として希望者全員が65歳まで働ける制度の導入や、70歳まで働ける制度の導入等の高齢者雇用確保措置の充実等を図るための相談・情報提供等を実施した場合に、助成を行っている。

持続可能で安定的な公的年金制度の確立

【p.34】

国民年金保険料の納付可能期間を2年から10年に延長する等の措置を行うことを盛り込んだ「年金確保支援法案」を国会に提出。一部修正の上、衆議院で可決され、現在、参議院で継続審議中。

地域の支え合いによる生活支援の推進

【p.35】

「地域福祉等推進特別支援事業」において、高齢者等の地域社会における今日的課題の解決に向けて取り組む自治体等へ支援を実施。また、高齢者を含む一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らせるよう、見守り活動等への支援を行う「安心生活創造事業」を実施。

<平成23年度の高齢社会対策>

平成23年度の高齢社会対策

社会保障改革の推進

【p.39】

平成22年12月の閣議決定「社会保障改革の推進について」にしたがって、6月末までに、社会保障・税一体改革の成案を得ることとしている。

⇒ 平成23年6月30日 「政府・与党社会保障改革検討本部」にて、
「社会保障・税一体改革成案」決定 → 平成23年7月1日 閣議報告

「今後の高齢者雇用に関する研究会」の開催

【p.39】

「今後の高齢者雇用に関する研究会」を開催し、①希望者全員の65歳までの雇用確保策、②年齢に関わりなく働ける環境の整備、を中心として調査・検討を行う。

⇒ 平成23年6月20日 「今後の高齢者雇用に関する研究会報告書
～生涯現役社会を目指して～」をとりまとめ

「地域包括ケアシステム」の構築

【p.40】

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等による喀痰吸引等の実施等の措置を盛り込んだ介護保険法改正案を国会に提出。

⇒ 平成23年6月15日 改正介護保険法 成立

良質な民間賃貸住宅の供給促進

【p.41】

平成23年4月に改正高齢者住まい法を公布。介護・医療と連携して、「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、あわせて整備費に対する補助や融資等を実施する。

1つ目は、社会保障改革の推進です。検討を始めたということを書いた平成22年度に書いておりましたが、23年度は、閣議決定にしたがって、検討を進めています。6月30日に社会保

障・税一体改革成案が決定しましたが、この成案では、自助と共助と公助のバランスに留意して、国民1人1人が「居場所」と「出番」を持って日本の社会を支えていくという理念が書かれています。また、社会保険を、共助の一環として強化していくことも書かれています。それから「新しい公共」にも触れられています。先ほど堀田先生からもお話がありました。地域の支え合いについては、新しい公共としてまさに皆様方に期待するところが大きいと思います。

2つ目は、今後の高齢者雇用に関する研究会です。これは「生涯現役社会を目指して」ということで、6月20日に報告書がまとまったところです。今日、第2分科会でシニアの就活と起業という話もあります。研究会報告で謳われているのは、「希望者全員の65歳までの雇用確保策」や「年齢に関わりなく働ける環境の整備」です。この方向性は、社会保険と税の一体改革の中でも打ち出されています。

3つ目は、地域包括ケアシステムです。堀田先生のお話もありましたが、介護保険法の中で、まさに住み慣れた地域で自立して生活が送れるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新しいサービス類型をつくるということです。

4つ目は、改正高齢者住まい法についてですが、介護・医療と連携してサービス付き高齢者向け住宅の登録制度を創設し、それに対して融資等の支援をするということです。これもまさに地域で暮らし続けるための住宅制度です。

いろいろお話ししてまいりましたが、今年の白書のテーマは高齢者の「出番」と「活躍」です。皆様方のように様々な分野で活躍なさっている方がますます増えることを祈念しまして、私からの説明を終えさせていただきます。